都市公園内への保育所設置について

2016年9月1日 建設局百年の杜推進部公園課



- 1. 国家戦略特区における仙台市の取り組み
- 2. 国家戦略特区法による 「都市公園法の特例」について
- 3. 中山とびのこ公園への特例の活用について



1. 国家戦略特区における仙台市の取り組み

仙台市の取り組み



仙台市は、~「女性活躍・社会起業」のための改革拠点~ として、国家戦略特区に指定されています。 (平成27年8月指定)

〈主な取り組み〉









国家戦略特区の仕組み



内閣総理大臣

認定

内閣府に設置

国家戦略特別区域諮問会議

議長: 内閣総理大臣 議員: 内閣官房長官

国家戦略特区担当大臣

内閣総理大臣が指定する国務大臣

民間有識者

(必要に応じ参加)

関係大臣

同意

国家戦略特別区域 基本方針の策定(閣議決定)

国家戦略特区諮問会議の意見を聴いて、 国家戦略特区基本方針を策定。

国家戦略特別区域の指定(政令) 区域方針の決定(内閣総理大臣決定)

国家戦略特区諮問会議及び関係地方公 共団体の意見を聴いて、国家戦略特区を 指定するとともに、特区ごとの区域方針を 決定。

特区ごとに設置

国家戦略特別区域会議(通称:国家戦略特区統合推進本部)

- 国家戦略特区担当大臣
- 関係地方公共団体の長
- 内閣総理大臣が選定した民間事業者

が要に応じ、関係行政機関の長や 区域計画等に関し密接な関係を有する者 を加えることができる。 協力合意

国家戦略特別区域計画の作成

規制の特例措置の適用

国家戦略特区計画の内閣総理大臣の認定により、規制の特例措置を適用。

金融支援

援 税制による支援

ベンチャー企業等の先駆的な事業に必要な 資金の貸付けに対し、利子補給金を支給。 設備投資減税、研究開発税制の特例、 固定資産税の特例等。



2. 国家戦略特区法による 「都市公園法の特例」について

「都市公園法の特例」の概要



国家戦略特区法の一部改正

平成27年8月 国家戦略特区法の一部が改正

都市公園内における保育所等設置の解禁

(都市公園法の特例) 【第20条の2】

保育等の福祉サービスの需要の増加に対応するため、保育所等の社会福祉施設について、一定の基準を満たす場合には、都市公園の管理者は占用許可を与えるもの。

国家戦略特区法施行令改正

◆ **都市公園内に設置できる保育所等施設**【施行令第23条】

【子育て】保育所等 【障害者】身体障害者福祉センター等 【老人福祉】老人デイサービスセンター等

- ◆施設の外観や構造等についての技術的基準 【施行令第24条】
 - ①外観及び配置、構造の基準は、都市公園内の他の占用物件と同様の基準
 - ②占用場所は都市公園の広場又は公園施設である建築物内であること
 - ③広場内の場合はその敷地面積の30%以内、建築物内の場合は床面積の50%以内



3. 中山とびのこ公園への特例の活用について

中山とびのこ公園の概要

ともに、前へ 仙台 Moving Forward As One SENDAI

◆ 公園概要

公園名:中山とびのこ公園

種別:近隣公園

開園年月日:平成11年4月1日

総面積:11,631㎡

〈利用状況〉

日頃より子どもから高齢者まで幅広い世代に利用されている。

西側広場にて月2回サッカー教室の利用がある。

〈避難所指定〉

本市の地域防災計画において、地域避難場所に指定されている。









地域のコミュニティの場として、子どもの遊び場、憩いの場として親しまれている

経緯



◆ 地域からの要望

- □ 地元団体より、中山とびのこ公園への保育所設置に係る要望書が提出される
 - ◆ 平成27年11月,中山商店街振興組合理事長,中山学区連合町内会長,なかやま 街づくり委員会委員長の連名により,中山とびのこ公園への保育所設置に係る要望 書が提出される。

中山地区における地域のコミュニティ活性化構想の一環

○ 町内会や商店街などが一体なって地域のコミュニティ活性化構想をまとめ、その構想

実現に向けた取り組みの一環

〈中山地域コミュニティ活性化構想〉 【まちづくりの柱】

- ①地域内空き家ゼロのまちづくり
- ②安心して安全に子育てできるまちづくり
- ③終の棲家として暮らせるまちづくり
- ◆中山地区の少子高齢化を解消し、中山地区コミュニティが持続していくことを目的として、子育て世代の中山地区への移住を促進し高齢者も安心して住むことのできるまちづくりを目指している。
- ◆安心して安全に子育てできるまちづくりを進める ため、今、地域に欠けている、特に若い世代の 方々から要望の多い保育所を地域の中で確保し たい。









特例を活用し、地元自ら社会福祉法人 設立の上、中山とびのこ公園に保育所の 設置・運営を要望

仙台市の保育施設状況



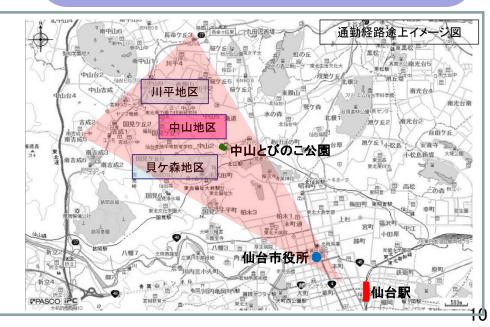
◆ 仙台市における保育施設の状況

〈仙台市における待機児童の状況〉					
	このりるは	がなって、単	W1\1\1\		(か所, 人)
区分	保育施設等 数	定員	就学前児童 数	入所児童 数	待機児童 数
28年4月1日 現在	290	16,767	54,468	16,971	213
27年4月1日 現在	249	15,306	54,782	15,494	419
増減	41	1,461	▲ 314	1,477	▲ 206

- ▶平成28年度の待機児童数 213人 (前年度より-206人)依然として待機児童解消 に向けた取り組みが必要な状況
- ▶保育需要が高い地域における保育所整備は急務
 - ⇒ 保育所用地の確保が極めて困難

中山地区における保育施設の状況

- □ 保護者の通勤経路途上にある地域 周辺地域(川平地区、貝ケ森地区等)からの通勤 途上の利用も見込まれる地域である
- □ 保育所の設置要望が高い地域 地元よりまちづくりに位置付け保育所設置を要望



中山とびのこ公園に特例を活用



◆地域からの要望

- ◆本市の保育施設状況
- ◆ 保育所の設置に関する主な留意点

本市において、保育所を設けて都市公園を占用する場合の主な留意事項

■ 公園利用を大きく妨げないこと

技術的基準の範囲内で、公園利用に支障を来たさないような配置とする

地域住民の合意形成が図れること

平成27年11月13日 地元団体より要望書提出

平成28年7月8・9日 事業者主催にて公園周辺住民説明会を開催

特例を活用し、 中山とびのこ公園 内に保育所を設置

期待できる効果



◆地域

中山とびのこ公園への保育所設置

中山地区における地域のコミュニティ活性化

◆保育需要

用地確保が困難な地域への保育所設置

待機児童の減少



地域のコミュニティの場への保育所設置

公園の安心・安全の向上

設置を予定している保育所の概要



〈特例適用区域〉



保育所概要

実施主体:社会福祉法人

中山福祉会

※地元団体が立ち上げた法人

整備施設:認可保育所

占用面積:約2,100㎡

定 員:90名

(0~5歳児対象)

開 所日:平成29年4月1日

(予定)

〈保育所のイメージ〉

